資料９

地域医療連携推進法人の認定に係る事務手続（案）

地域医療連携推進法人制度とは・・・
〇医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢としての、新たな法人の認定制度
〇複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保

地域医療連携推進法人設立の大まかな工程について

（法人の実施事項）

中心メンバーの集合

定款作成
社員全員署名
↓
定款の公証人認証
公証役場
↓
役員の選任

一般社団法人の設立（登記）

（法人の実施事項）

医療連携推進方針の作成
区域、業務内容等

（都道府県の実施事項）

大阪府知事への認定申請

医療審議会法人部会への意見聴取
（諮問・答申）
↓
認定・公示

開催時期（５月・11月）

地域連携推進法人の設立（登記）

参加法人（非営利法人に限定）

⇒　一社法人の「社員」

病院　診療所　介護事業等

医療法人　医療法人　その他非営利法人

圏域毎に保健医療協議会（※）を開催

地域医療連携推進法人の認定申請に係る「医療連携推進方針」についての意見聴取

※　法30の14に基づき設置される「協議の場」（地域医療構想調整会議）に相当

〈二次医療圏域毎の地域医療構想の進捗管理〉

「府保健医療計画」の推進（進捗管理、評価）のため、条例で二次医療圏域（８圏域：大阪市、豊能、三島、北河内、中河内、南河内、堺市、泉州）ごとに設置。

各圏域の協議会への諮問にあたっては、事務局と事前に調整